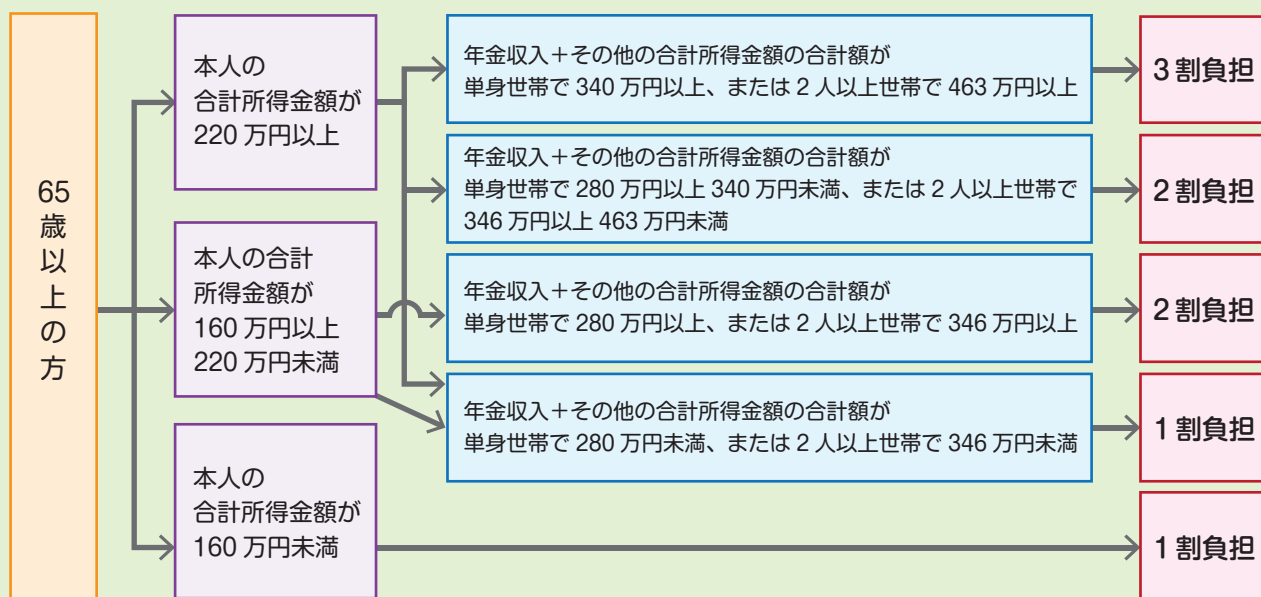


利用者負担の判定の流れ



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

Q いつから3割になるのですか？

A 平成30年8月1日以降に介護サービスをご利用されたときからです。

Q 2割負担から3割負担になった人は、全員月々の負担が1.5倍になるのですか？

A 月々の利用者負担額には上限があり、上限を超えて支払った分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が1.5倍になるわけではありません。

Q 1割負担の基準は変わるのですか？

A 今般の見直しは、現役並みの所得のある方の負担割合を3割とするものですので、1割負担の基準は変わりません。

Q どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

A 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、どの負担割合の方も、市区町村から負担割合が記された証(負担割合証)が交付されます。ご自身の負担割合証の「利用者負担の割合」の欄(右図)をご確認ください。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

| 介護保険負担割合証 | |
|-------------------|----------------------------------|
| 交付年月日 年 月 日 | |
| 被 保 険 者 | 番 号 |
| | 住 所 |
| | フリガナ |
| | 氏 名 |
| 生年月日 | 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女 |
| 利用者負担の割合 | 適用期間 |
| 割 | 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日 |
| 割 | 開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日 |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | |

※負担割合証はイメージです。